

平成 27 年度第 2 回大阪市障がい者施策推進協議会 会議録

日時：平成 28 年 3 月 23 日

午後 2 時～午後 4 時

場所：市役所屋上階会議室

玉井障がい福祉課担当係長（司会）：（開会）

西嶋 福祉局長：（あいさつ）

司会：（出席者紹介、資料確認 他）

西端障がい福祉課長：（資料 1）について説明

松端会長：はい、ありがとうございます。3年ごとに実施している基礎調査を平成 28 年度に実施するということですね。で、そのためにワーキングを設置して考えましょうと。これは過去同じ項目があって、新たな項目を付け足しているということですかね。

西端課長：そうですね。そうしますと増える一方になりますので。

松端会長：ちょっと削らなくちゃいけない。

西端課長：ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

松端会長：はい。ということでいかがでしょうか。

西滝委員：今までの調査のコピーのまま、というのでは少し問題があると思います。特に、第 4 期と第 5 期の大きな違いというのは障害者権利条約、障害者基本法の関係で環境が大きく変わっています。また、考え方も大きく変わっていると思います。前の方法だと、障がい者本人の調査、これはこれで反対はしませんけれども、もう一つはやはり環境の調査が必要だと思います。たとえば、役所、区役所、庁舎などの状況がわからない。窓口で視覚障がい者が行ったときにちゃんと対応できているのか、あるいは、聴覚障がい者が行ったときにちゃんとコミュニケーションができてきているのか、そのあたりが全く見えないのではないか。もう一つ、第 5 期はタイム的にはいいと思うんですが、環境の調査、例えば制度がきちんと進んでいるのかどうか、バリアフリーが進んでいるのかどうか、職員の手話の研修を何回くらいやっているのかとか、窓口で手話が通じているのかとか、通じる担当者が何人くらいいるのかとか。そのあたりの環境、障がい者本人ではなく、社会側の調査の方法がないのかどうかお聞きしたいと思います。

松端会長：はい、まず項目としては、障害者権利条約とか障害者差別解消法が施行されますので、それに関連する項目が必要ではないかと、ということと、もう一つは生活環境の伝え、本人じゃなくて、関係部署とか関係主管だとか事業所とか、そういったところにも調査が要るんじゃないかと。そういうご意見ですがいかがでしょう。

西端課長：委員おっしゃるとおり施策の状況は刻々と変わってきておりますので、新しい施策の考え方を踏まえて調査票の内容を直していかなければならないと考えております。この調査は障がいのある方のニーズ調査ということになりますので、今いただいたご意見をどういった形で拾っていいのかということも含めまして、ワーキングの中で検討していきたいと思っております。また、生活環境の状況なんですけれども、障がい者支援計画等を策定しましてその進捗状況に関しましては、この協議会でもご報告させていただいておりますけれども、各局の取組みの状況を集約してご報告させていただいているんですけれども、そういったところにどういった内容の集約をしていくかということも、具体的にご意見もいただいて検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

松端会長：はい、ワーキングではアンケートの項目だけじゃなくて、プラスアルファですね、生活環境の状況を把握するような、調査というよりはヒアリングとかね、あるいは各区の窓口でのコミュニケーション支援の状況とかね。そういうことでしたら局の方で一括して調べることもできるでしょうから、併せてそういったことも考えていただけたらなと思っております。そのほかにいかがでしょう。

そうしましたら二つ目ですね、「障害者差別解消法の施行に向けた本市における取組みについて」ということでも願ひしたいと思っております。

西端課長：(資料2 - 1 ~ 3 について説明)

松端会長：はい、差別解消法の施行に伴う大阪市における取組みについて説明していただきました。何かご意見、ご質問はいかがでしょうか。

里見委員：イメージ図のところの「支援員」、それから府のところの専門性を有する「支援員」、ここでいう専門性というのはどういうところになりますか。それが1点。もう一つは、どのような、予想でいいんですけれども、どのような本人からの申し立てとか課題が挙がってくると想定しておられるか、いくつか例を教えてくださいたいと思っております。

西端課長：市の仕組みとしての「支援員」と大阪府の「広域支援相談員」の専門性。

里見委員：はい。何をもちて専門性をいっているのかがイメージできなかったのです。

西端課長：市町村の方では「身近な地域の相談窓口」という風に位置づけられておりますので、

やはり障がいには様々な状況がありますし、障がいの状況や特性をきちんと把握している、踏まえているということが重要なポイントという風に考えておりますし、それとその状況を踏まえた障がいのある方々の生活状況、社会的な配慮をきちんと理解していることも大切なポイントと考えております。それと、当事者間で紛争が生じた場合は、それを整理するということにも一定の専門性が必要になってくると考えております。

里見委員：じゃあその件について、事例によって支援員が変わるということですか。障がい特性や障がい分野において。支援員さん。委託予定って書いてありますよね。

西端課長：大阪市の。今申し上げていますのは大阪府の広域支援相談員をイメージしておりました。大阪市の支援員につきましては、一つは大阪市全体事例を、相談対応を集約して大体把握しながら、既存の相談窓口の方にアドバイス等の対応していくことが重要ですので、そういった全体からしていく仕組みの役割が重要やという風に考えておまして、やはり障がいの差から今の状況がございますので、そういったことをきちんと理解した支援員を配置して取り組んでまいりたいと思います。ただ、障がいの状況によって支援員がたくさんいるというわけではございませんで、少数の支援員、一人二人という配置になるかもしれませんが、そういった仕組みを考えていきたいと考えております。

里見委員：2点目の方をお願いします。2点目の方は、どんな紛争、そんな事案が挙がってきそうとある程度想定されているのか、一、二例でもお考えをお示しいただけるとよけいイメージがしやすいんですけども。

西端課長：私どもの方も、どんな相談がどのくらい上がってくるのかというところでいろいろと議論はしているんですけども、本当に見えないところがございますで、他都市の方では国のモデル事業ということで、8つの地方公共団体の方で取組が進められてきているんですが、相談の件数はそんなに多くないという風に聞いております。こちらの方の予想としましてはやはり合理的配慮をどうとっていくのか、お店に入るのに電動車いす、例えばコンビニエンスストアに電動車いすではなかなか入らせてもらえないとか、そういったときの不便さの苦情ですとか相談とか、そんなことが日常生活の中での相談事として寄せられるのではないかな、と考えております。

松端会長：はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

手嶋委員：今先生が言われた実際に相談があった時の相談窓口。専門性ということで対応されると思うんですけど、私ら障がい者ですが、肢体障がい、聴覚障がい、視覚障がい、発達障がい、いろんな障がいがあるのに、もちろん職員一人でもその後ろには市役所のいろいろな方、わかってくれる方がおられるとは思いますが、一人や二人で対応できるもんか、そういうことをね、僕なんかは感じたんですが、そういう専門性が、もちろん職員はそれだけの方はおられないと思うんですが、長年やっておられたらそういうのもあるんですが、難病とかいろんな問題が起きて

くるので、その対応というのは私が考えただけでも、いろんな難しいことがあるんだろうなと思います。そういうときに、緊急性のある場合とか障がい者はどこへ相談へ行くとか。障がい者が相談に行くというのは、思い余っていくということもあるんでね。なかなか難しいことだとは思いますが。そこのところをちょっと教えていただければ。

西端課長：確かに障がいというのは本当にいろいろな状況があると思います。そういった一つひとつの障がいの状況に照らしてオールマイティに理解できている人間というのはなかなかおられないのかなと。ですので、支援員一人が既存の相談窓口の対応に当たるのではなくて、ここにも地続きとして落としていますけれども、事例検討会というのを設けまして、ここに各方面からの有識者等のご参画もいただきながら、どういう風に解決の方法をとっていけばいいかについて、アドバイス等もいただきながらやっていくと。それと、先ほども申しあげましたけれども、本協議会に障がい者差別解消支援地域協議部会を設けまして、一つひとつの相談事例を一定集約して、ご議論、方向性もいただきながらしていきたいと思います。そういったことで、支援員が一人抱えることにならないように取り組んでまいりたいと考えております。

松端会長：はい。ありがとうございました。難しいですね。具体的な話になればね。身体障がいでしたらまだわかりやすいですかね。からだが不自由な。それから視覚とか聴覚とかっていう障がいも、対応の歴史が長いので、比較的、こういう時にはどのような対応をすればいい、というのが比較的わかりやすいかと思うんですけども、発達障がいとか精神障がいになってきたら、極めて個別性が強いですし、しかもコミュニケーション能力がどうだこうだみたいなことをいわれる中で、そもそもそこが苦手なタイプの人に、それが能力の問題なのか配慮すべきことなのかって結構難しいので、たぶん、建設的対話でしたかね、そういう具体的な申し出があった時に、そのことを踏まえてそこに関わる人たちがどうしたらいいのかということ、まさに建設的に対話をして、妥当な着地点というか、「とりあえず今できそうなことを考えましょう」ということやと思うんですけども、それを受け付けられない人が出てきたときに大変なんでしょうね。「私は嫌だ」とか「私はそれに応じられない」となった時に「いやいやそれはまずいでしょ」という話ですかね。はい、お願いします。

下村委員：今お話しされている「専門性」とか、市役所とか区役所の行政に関わる人に関係あるかなと思って、慣れないけれどもしゃべりますけども。今日、ヤフーのニュースで佐川新聞だったかな。教育長っていう方が、学力が落ちてきたことを発達障がいが増えてきたっていうのはあって、あとですごく陳謝してはるんですけど、それってぼくは思うんですよ。その発達障がいの人らにちゃんと教える先生、教師の教える力がないとかクラスで発達障がいの人を受け入れられないとか、そういう状況の中で孤立してしまっただけ。いろいろあるとは思いますが、それは今、障がい者差別解消とか権利擁護とかが出てくる中で、みんなが考えを変えないといけないうところに来ていると思うんです。なにかというと、先ほど出た「合理的配慮」の問題とかいうと、その障がい者がどう考えてはるかとかどう困るかとかいうのを、そういう障がいを持ってなくても考える力、それを合理的配慮とか感性やと思うんですけど、そういう感じる力とか感じる

心というのを磨いていかなければならない。この法律は多分、僕ら障がい者のためではあるけれども、その障がい者を取り巻く、先ほど西滝さんが言うてくれはって勉強になったんですけども、環境をどう整えていくかということやと思うんです。市役所や区役所や地方公共団体の窓口での対応だとか、そういうところやと思うから、僕らのニーズだけじゃなくて、いろんな環境を整えてほしいというのは、環境をどうするかということなんで、新しい解消法で感性の力を磨くなんかは、施策の方はこないっぱい紙から文言やらやって、一番大事な相談員の専門性のところでつかえているようでは。その辺を行政マンを含めてどういう風に教育していく、学んでいくのかということころをちょっと聞かしてほしいんですけども。

西端課長：職員対応要領につきましては、先ほどご説明しましたとおり、基本的な内容については整理をして、職員に対してしっかりと周知徹底をしていきたいという風に考えております。それは一般的な事例の整理、集積になってきますので、大切なのは、これから4月1日以降、実際に寄せられる相談とかをきちんと受け止めて、一つひとつどういう風に対応していけばいいかということを法の趣旨に照らして積み上げていくことが大切で、それをきちんと集約して全体に返していきたいという風に思っております。最初、法の施行時に単に周知するというだけではなくて、これから、来年、再来年と、職員の研修等はずっと続きますので、適宜きちんとその時の取り組みを集約して、職員の意識、心構え、知識をブラッシュアップ、高めていきたいという風に考えております。

松端会長：はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

西滝委員：差別解消法ができてから3年間は準備期間があったので、今年の4月1日からはかなり良くなると期待を持っています。特に、我々聴覚障がい者の場合は、やっぱり手話通訳が絶対に必要なので、区役所あるいは本庁、私が行ってもちゃんと対応ができる、話ができるように通訳を置いてほしい。40年も前から言い続けてきたんですけども、やっと4月1日に差別解消法ができて差別がなくなることを楽しみにしております。それで、私の団体のろうあ者の皆さんに、区役所に行ってちゃんと通じると思うから、安心して相談に行ってくださいと言っていますので、4月1日からはしっかり対応してほしいと思っております。それで、二つ質問したいと思いません。大阪市の対応要領、もし差別があった場合の相談する場所は広報担当課、例えば障がい福祉課に行った私が差別を受けた場合は、福祉局の広報担当課に行けばいいという意味でしょうか。あるいは、区役所の生活保護窓口で差別を受けた場合は、区役所の広報担当課に行けばいいという意味でしょうか。初めの案は、相談相手は広報ではなくて人事になっていたんですが、人事の言葉が消えて広報になった理由を知りたいです。それが一点。もう一点は4月1日に大阪市に行ってもし差別的な対応を受けた場合は、窓口の広報課で、このことはみんな知らないで、障がい者がどうやってこういう窓口がありますよ、という啓発をするのか、その内容を、4月1日を目指してどのような取り組みをするのか知りたいということです。

西端課長：職員対応要領のほうで、大阪市の職員から不当な差別的と扱いとか、合理的配慮がで

きるにもかかわらずその配慮を行わないとか、そういった事案がある場合の相談を寄せていただく窓口ですが、委員から言っていたように、基本、各区、各局の広報担当課のほうで窓口になるようになっております。もともと人事担当課ということの検討もあったんですけども、市民、住民の方の声を寄せていただくところがそれぞれ広聴担当になっておりますので、こちらの方に位置付ける方が市民の方にとってわかりやすいのではないかと考えていただいております。個々の実際の窓口につきましては、ホームページ等で市民の皆様にお知らせ、周知していこうという風に考えております。また、西滝委員がおっしゃいましたように4月1日に限らず、私たち大阪市職員、障害者差別解消法に規定されている内容につきましては、きちっと肝に入れてですね、職務を遂行していかなければならないという風に考えております。4月1日以降は法が施行されるということで、より一層意識を高めて対応していきたいと考えておりますが、ただ、例えば合理的な配慮に予算、お金がかかるとか、人の配置が必要とかということになってきましたら、やはり調整が必要な部分が出てきますので、4月1日になったからすぐに対応できるという風なことではないので、その辺は一つひとつ議論・調整をしながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

西滝委員：全国の政令市が20ある中で、手話通訳がないのは大阪市だけだ。区役所に行っても京都は二人いますし、京都市の本庁にもいるのに、大阪市は手話通訳者が区役所にもいないのはどうしてなのか。3年間何をしていたのか。

西端課長：京都市と神戸市といった他都市の取り組み状況も、いま西滝委員から厳しいご指摘もございましたけれども、今後とも引き続き他都市の取り組み状況もきちんと踏まえながら、大阪市としてどういう風に取り組むべきなのか、障がい福祉課として、関係する部署も含めて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

西滝委員：話は戻りますけれども、先ほど窓口が広報担当課になったということで、仮に職員から差別を受けた場合、広報の担当に言っても人事には届かないのではないかと、という不安があります。やはり何というか、広報は行政の立場で職員を守る、そういう態度になると思うので、人事室が直接担当するのがいいと思います。

西端課長：声を寄せていただく窓口として広報担当課ということで位置づけさせていただいているんですけども、だからといって広報担当課ですべて完結するというわけではなくて、寄せられた相談にきちんと対応していくためには、関係課と連携して取り組んでいく、対応していくのが必要ですので、そのときに必要な場合は人事担当課と連携していくことになるかと思っております。

松端会長：はい、ありがとうございました。まあ、苦情が寄せられてそのまま握りつぶされるということはまずありませんので、それは区あるいは本庁の中で共有していただいて、まさに差別が解消していくということが明確になっていきますので、そうすればその差別が解消されるのかということを考えて、少しでも前進していくことだと思っております。そのほかいかがですか。ではです

ね、次が「その他」でいいですかね。一つ目が「大阪市障がい者施策推進協議会専門部会の活動状況について」と。ということでお願いします。

西端課長：松端会長、すみません。

松端会長：部会の名称。

西端課長：先ほど「障がい者差別解消支援地域協議部会」のご説明をさせていただいたんですけども、その部会の名称ですね。

松端会長：資料2 - 4ですね。

西端課長：はい。この名称で進めさせていただくことについてご確認と、委員につきましては概略、構成につきましてはご説明をいたしましたけれども。

松端会長：これから募っていく、でいいんですか。

西端課長：そうですね。最終調整の詰めをいたしまして、部会の専門委員の人選につきましては、条例の規定に基づいて会長にご指名していただくということで、会長の一任ということにさせていただくことについてですね。

松端会長：了解をいただきたいと。だから、この時点ではまだメンバーが決まっていないので、これから市のほうと調整させていただきながら、部会のメンバーを決めて、その方をお願いすると。ということでよろしいでしょうかね。

はい、ということで一任いただくということでよろしくをお願いします。

西端課長：ありがとうございます。

松端会長：で、議題3の「その他」に入りますかね。

西端課長：はい。

西端課長、松村課長（資料3～6）について説明

松端会長：はい、ありがとうございます。今までのところでいかがでしょうか。はい。

栄委員：資料4ですね。「指定相談支援の決定状況について」ですが、理解を深めたいと思いますのでお願いしたいと思っています。1点はですね、地域定着支援といったところで、城東区が非

常に、ダントツ多い形になっているんですけども、これはどのように把握すればよいのか、ご説明のほどお願いしたいというのが1点。2点目はですね、「参考」の「計画案提出状況」のところの「セルフプラン」というところがあるんですけども、この数っていうのは、増えているのかどうかというあたりとかですね、セルフプランというのを大阪市自身がどのようにとらえてらっしゃるのかというあたりですね、ご説明いただければと思っています。

西端課長：城東区の状況なんですけれども、確かにこの表でですね、地域定着支援、活発に取り組まれているということで、申し訳ありません、今把握できておりませんので、確認をしてお伝えさせていただきたいと思います。

桑田障がい福祉課長代理：少し補足いたします。栄委員からありました城東区が多い件なんですけど、実はこの資料4、平成27年12月ということなんですけど、それ以前から城東区はこの傾向がございまして、注目をしているところでございます。城東区以外の区で0件のところもありますけれども、要は地域定着と同様の取り組みを全くしていないのかといいますと、しているんですけども、いわゆる基本相談といいますか、委託相談の中でしているということで、報酬の請求までなかなかしていないと。それをするには事務量がかなり煩雑になると。その事務をすることすら他の業務に追われてなかなか忙しい、というところで、いわゆる悪循環になって、「報酬の請求ができないから逆に収入が伸びないと。故にもっと運営がしんどくなる。」という風なところがありますので、適正に、かつ効率的に事務処理をするにはどうしたらよいのかというようなところについて、ほかの区にノウハウというといいますか、広めていくことができればなというようなところを課題として思っております。

松端会長：あともう一点言うてはりましたよね。

栄委員：セルフプラン。

松端会長：は、どんな状況かと。

桑田課長代理：セルフプランについては、率としてはもちろん上がってきております。ただ、課題なのは、区によって、セルフプランにもバラつきがあるというところでございます。背景としましては、区によって事業所の数が違うとか、やむを得ない背景もございまして、セルフプランといいますのが本人の意思に基づいてするというのが大前提でございまして、その趣旨に基づいてセルフプランが適正に運営していくことができるように、今後も注意を払って各区のバックアップの方を進めてまいりたいと考えております。

松端会長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。

栄委員：ありがとうございました。確認なんですけど、この地域移行支援とか地域定着支援って

うのは、地域っていうわけではなくて、延長というのも含んだ数として、ということで理解していいんでしょうか。

松端会長：延長…。継続？

栄委員：継続ね。

松端会長：足し算になっていっている。

森野障がい福祉課担当係長：基本的にその時点での利用者の数ということで。延長も含まれている形という風にご理解ください。

松端会長：その時点での。

森野係長：その時点での利用者ということで。

栄委員：この地域移行支援とか地域定着支援というのがね、継続で利用される方もいらっしゃると思うので、もしよければその辺の数値というのもですね、出していただければなあと。逆に言うと地域移行支援の方は非常に長い。そういったときは適切な処遇ができていいのかどうかとかですね、そういったこと自身の適正な指導管理をしていただければな、という風に思っております。ぜひセルフプランの方ですね、ご本人の意思に基づくということで、非常に安易にセルフプランを勧めるっていうのをですね、現場で聞いたりすることがありますので、そのあたりについても市の方で適正な指示・指導の方をよろしくお願ひしたいと思います。

松端会長：はい。そのほかいかがでしょう。よろしいでしょうかね。

栄委員：資料5をご確認いただきたいんですけども、「触法障がい者の地域移行支援」ということで、説明を受けまして理解をさしていただきました。で、地域定着支援センターと入所支援の違いっていうのもご説明していただきまして理解しました。で、その数っていうことなんですけれども、実はその隣に書いている25件とか20件っていうのは、何の根拠をもってこの数が出ているのかということをご説明願ひたいと。今まで私たちの実績っていうのは、地域移行はたかだか24件っていうのが、たとえば平成27年12月の時点では出ているわけですね。障がい者の場合。それが触法の場合になってもそれぐらいの数が換算されているので、この数字の根拠っていうのを教えていただければと思います。

桑田課長代理：一つ目の府地域定着支援センターからの、最大25件/年と書いております。今現在は、地域定着支援センターから状況に応じて各区の指定一般事業所ですとか委託事業所、あるいは他の施設の方に直接やり取りをしているというのが基本パターンなんですけれども、地域

定着支援センターですので、大阪市以外も含めました府域全体を所管しているという中で、もし、地域定着支援センターから基幹センターを経由する形で大阪市内の件数がどれくらいあるのかということで、過去の実績を問い合わせさせていただきまして、マックスということで、目安でございますけれども算出させていただいているということです。二つ目の入所施設・市外矯正施設・以下入所施設等からのケースの場合についても、基本的には同様の考え方でございます。もちろん練度によって多い少ないというのはあると思いますけれども、一つの考え方として市外からの入所施設からの依頼がどれくらいあるのかということで、過去の実績なり状況なりを勘案しまして、目安として書かささせていただいております。

松端会長：はい、ありがとうございました。そのほかいかがでしょう。よろしいでしょうか。では次は、「区の自立支援協議会からの意見に対する回答案について」でいいですね。資料の8。資料の7がまだ。ではお願いします。

桑田課長代理、蔵野障がい支援課長：(資料7)について説明

松端会長：はい、ありがとうございました。計画の進捗状況についてご説明いただきました。はい。

相田委員：以前、女性の方の短期入所とグループホームが少ないと聞いたんですけども、今後女性の方にも増やしてほしいと思うのが一点と、なぜ男性の方が多いのかなということを教えてほしいんですけど。

松端会長：はい、ありがとうございます。なぜ、男性の方が多いのでしょうか。

蔵野課長：大阪市として女性が男性がということでは、そういう考え方での取り組みはやっておりません。グループホームにつきましては先ほども申しあげましたとおり住まいの場ですので、地域で生活していただくというのが大事な事業ですので、補助金の方を設定させていただいて早期整備に取り組んでおるんですけども、男女比の方でなぜかというのはそのお話ができる状況にはございませんけれども、一つ言えますのは、要因としてはやはり支援する方の構成がそうになっているからということが言えますので、そういう部分で男女比に偏りがあるのかもしれませんが、男女比についてはまた確認してご報告させていただきたいと思います。

松端会長：はい。多分、女性を無理に減らして男性を増やしている、ということではないですよ。ね。利用される方ということになるとグループホームですので、男性の方だけ、女性の方だけということになるとと思いますが、実際にそのサービスを利用されている方の割合で男性が多いので、結果的に男性の方が多くなっているということでしょうか。だから、男女にかかわらずグループホームで暮らしたいのにグループホームがないとか、グループホームに行きたいと思っているので適切な支援が受けられないとかね。そういうことは問題になりますよね。はい、ありがとうご

ざいました。そのほかいかがでしょうか。はい。

相田委員：理解はしたんですけれども、やっぱり今後女性の方のも増やしてほしいと思うんですけど。女性だけのグループホーム、今後増えるのか知りたいですけれども。

蔵野課長：一つは利用者のニーズということもあるかと思いますが、運営する法人の考えもあるかと思いますが、先ほども申しあげましたが男女で整備の差をつけるということはありませんので、ニーズが高いという状況がありましたらそういう意向に沿ったグループホームの設置も促進していきたいと思います。

松端会長：はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。はい。

西滝委員：地域移行の数字ですが、65人の数字というのは1361人の入所者に聞いて65人が移行を希望するという意味でしょうか。この65人の数字の根拠を知りたいので教えてください。

松端会長：計画策定した時の話ですね。なぜ、65という数字にしたか。一定の算出の基準があるというのと、それに実際にこれまでの大阪市の実績を加味して、確か設定していると思うんですけどいかがですか。

桑田課長代理：資料7の目標値のところにも目標設定の考え方というのがございます。こちらをもとにご議論いただきまして第4期障がい福祉計画ということで、平成25年度末の施設入所者（金剛コロニー入所者分を除く）1,435人、これを4%削減していくということで55人。それと切り分けて金剛コロニー入所者分ということで、実際に入所されている方で地域移行の希望をもっていらっしゃる方というのが19名ということでわかっているということで、55人と19人を足しますとちょっと合わないんですけれども、考え方といたしましては施設入所者、今現にいらっしゃる方の数の削減率と金剛コロニーで実際に地域移行の希望を持っていらっしゃる方を反映いたしまして、3か年かけて65人ずつということで、削減していくというのが基本的な考え方でございます。

松端会長：はい、ありがとうございました。よろしいですか。

西滝委員：はい、わかりました。私は大阪市から措置をして入所している障がい者に地域生活を希望するか施設を希望するかちゃんと調査したうえで65人という数字が出たと思ってたんですけど、そうではなかったんですね。

桑田課長代理：失礼しました。平成29年度までの地域移行の目標の上のところ、平成25年度末の1,435人の16.6%以上の下のところに、目標設定の考え方の上のところを書いてございます。こ

の部分が地域移行目標ということで、の方は施設入所者数の削減ですね。削減の方の考え方ということで、ちょっと順番が前後しておりました。

松端会長：はい、ありがとうございました。そのほかいかがでしょう。よろしいですかね。では次が資料8 - 1ですか。西成区の意見に対する回答。

西端課長：(資料8 - 1、8 - 2)について説明

松端課長：はい、西成区と港区から、西成は12項目ですけれども、実際に自立支援協議会でいろいろ支援の課題を検討している中で、全市的に改善を図った方がいいのではないかということに関して、意見というか提言ですかね。あるいは改善要望みたいなことですかね。

西端課長：そうですね。両方の意味あいがあるかという風にとらまえております。

松端会長：はい。市としてはこれも踏まえて今後取り組んでいきたいということで、基本的にはまあ、一つひとつ中身には触れませんが、ご確認くださいということですね。会場が4時までですので、次に「大阪市こころを結ぶ手話減条例」についてお願いします。

西端課長：(資料9)について説明

松端会長：はい、ありがとうございました。条例で「手話は言語である」ということで、それを基に具体的な施策を進めていきたいと思いますということですね。よろしいですかね。はい。

西滝委員：第7条の協議の場を設けるということについて、具体的な取り組みをお聞きしたいと思います。

西端課長：7条の規定といたしまして、「ろう者、手話通訳者及びその他関係者から意見を聴くため、協議の場を設置」となっております。条例でこういう風に規定されておりますので、そういった方々にご参画いただいてこういった協議の場を設けるのか、テーマによってその都度構成メンバーを委員の方をお願いして、協議の場を設けていきたいと考えております。そういった協議の場の設け方も一つの方法かなと、いう風に考えております。

西滝委員：大阪市の作った条例なので、やる気のないような話かと思うんですけども、必ず設けなければならないといけないということなので、我々も首を長くして待っておりますので、早めに協議の場を設けますという連絡をお待ちしております。

里見委員：時間がないので簡潔に。第11条の「必要な財政上の措置を講ずる」という風になっているんですが、これについての予算というのはどれくらいになるんでしょうか。

西端課長：この手話に関する施策というのは、それぞれいろんな部署で今でも取り組まれているかと思うんです。その取り組みの中で、それをさらに前に進めていくような形で取り組む対応もあるかと思いますが、新たに対応していくということも必要になってくるかと思います。そういったことを、これから関係課、関係部署と連携しながら集約して、予算が必要な場合は予算の確保の調整も進めていきたいという風に考えております。

西滝委員：当面は区役所に手話通訳を置いてほしい。できれば本庁にも手話通訳者を、障がい福祉課にも手話通訳者を設置してほしい。それを最優先に考えていただきたいと思います。

松端会長：はい。先ほどからたびたび指摘されているみたいに、西端さんはきっと直ちに実行してくれるに違いないと思いますけど、これも人員の配置の問題とか予算のこととかあると思いますので、できるだけ速やかをお願いしたいと思います。それではこの条例に関してはよろしいですか。あとが法律の改正についてですね。お願いします。

桑田課長代理：(資料10)について説明

松端会長：はい、ありがとうございました。次の計画を作るときに具体的な中身について反映させるということでもいいんですかね。

桑田課長代理：そうですね。障がい福祉計画ということで新たなところが出ておりますので、目標設定の考え方をどのようにするのか、また注視して考えてまいりたいと思います。

松端会長：それからこの、障がい児の計画的な取り組みが必要であると。まあもともと入っていますけれどもね。特出しで「障がい児」が要る、ということですね。ということでもよろしいでしょうかね。これからまた、いろいろと細かい情報が出てくるとは思いますけども、計画に反映させていくと、ということですね。ということで、ピッタシ4時ですけど。はい、ありがとうございました。

中島 障がい者施策部長：(閉会のあいさつ)

松端会長：ありがとうございました。

(閉会)